

福岡県の放送事業者4社から提出された意見書の概要

1 意見書提出日

RKB：平成19年4月26日

KBC：平成19年5月1日

TNC：平成19年5月1日

FBS：平成19年4月26日

※ 以下では、下記の略号を用いる。

RKB：アール・ケー・ビー毎日放送株式会社

KBC：九州朝日放送株式会社

TNC：株式会社テレビ西日本

FBS：株式会社福岡放送

2 放送事業者の「同意できない」とする主な理由

【放送の意図の観点からの理由】

- 放送の意図には、編成意図に限らず、放送される地域（地域性）も含まれており、地域性については、免許上の放送対象地域が含まれるとともに、放送事業者が判断すべき事項であるため（FBS、RKB、TNC）。
- 地域限定CM等が意図せぬ地域で放送される場合には、広告主の意に反するため（FBS、RKB、KBC）。
- ワンセグ放送も編成の一部として放送の意図に含まれるものであり、ワンセグ放送が受信できなければ意図が損なわれるため（RKB、TNC）。

【経営的・金銭的な観点からの理由】

- 同系列の放送事業者の視聴率等が下がることは、系列ネットワークの体制維持に悪影響を及ぼすため（FBS、KBC）。
- 地元放送事業者に経営的な影響がある、又は地元放送事業者が承知できないとしているため（FBS、RKB、KBC、TNC）。
- 著作権処理が十分に行われるか不明であるため（FBS、RKB、KBC、TNC）。

【制度的な観点からの理由】

- 区域外再送信そのものが県域免許制度に矛盾するため（RKB、KBC）。
- 裁定制度導入時に比べて、ケーブルテレビが成長していることや全国4波化が進んでいることから、裁定制度そのもの及び5つの裁定の基準を見直すべき（FBS、RKB、KBC、TNC）。
- 著作権法と有線テレビジョン放送法の二つが不整合（FBS）。

- ケーブルテレビが主張するチャンネル格差是正については、ケーブルテレビ事業者が考えるものではなく、国が考えるべきもの（FBS、TNC）

【その他】

- 区域外再送信の視聴が常態化すれば、地域の災害情報等を見る機会を失い、地域住民に不利益を及ぼすため（FBS、RKB、KBC、TNC）。
- ①直接受信可能な場合、②生活圈・文化圏一体的な場合、③アナログ適法な同意の場合、の全ての要件を満たすときには、同意を検討するが、裁定申請者は満たしていないため（FBS、RKB、KBC、TNC）。
- 福岡一極集中が進み、地域の活性化がますます衰退するため（FBS）。
- デジタル放送とアナログ放送は別のものであり、アナログ放送で再送信が行われているからといって、デジタル放送も同意しなければならないという理由はない（KBC）。

以上